

入院時食事療養に係るお知らせ

◆当院は入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、医師を含む多職種による栄養管理に基づき、管理栄養士によって管理された食事の提供を行っております。

◆入院時の食事負担金(価格は全て1食当たりの金額です)

(令和8年度診療報酬改定により、令和8年6月1日以降、下記の金額に改定となります。)

一般・後期高齢者保険医療受給者		550円	指定難病患者の場合: 330円
低所得者(Ⅱ) 住民税非課税世帯等 ※1	90日までの入院	270円	※1に該当している方は、お手数ですが、お住いの市町村の窓口で申請をして「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受けて頂き、当該認定証を病院受付窓口にご提示ください。
	過去12か月の入院日数が90日を超える場合	220円	
低所得者(Ⅰ) 住民前非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方 ※1		130円	

◆適切な栄養量及び内容の食事を、適時(夕食は18時以降)・適温(温冷配膳車による)で提供しております。

朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00

◆特別メニューを原則週5回実施しております。

特別メニューを選択される場合は、上記標準負担額に加えて、自費での自己負担額 110円(1食当たり・税込み)が発生します。

◆嗜好調査を行い、患者さんのご意見を献立に反映しております。